

事務局	アーケードの所有者と協議の上、了承が得られれば撤去する予定であるが、冬季間の雪対策として、建物の周辺部分には融雪装置を設置し、歩行者の安全性や快適性を図る計画としている。
委員	アーケードが撤去された場合、予定している建物からの落雪対策はどのようなのか。
事務局	事業者において、今後、落雪等の対策を考慮した上で、建物の設計を進めていくことになる。
委員	隣接している道路部分にも再開発事業の施行区域が含まれているが、道路の下に地下駐車場を想定しているのか。
事務局	この再開発事業の施行区域の設定については、道路の下への地下駐車場を想定しているものではない。 工事は民地の中で行うことが主であるが、当然にして、歩道部分や車道からの取付け部分等の道路上での工事も発生する。 そのため、一般的には、敷地に隣接している道路の半断面までを含めて再開発事業の施行区域を設定するという事例が多く、同様に本事業も隣接している道路の半断面までを再開発事業の施行区域としている。
委員	住宅部分と商業施設部分の駐車場は確保されているのか。
事務局	施行区域の海側にタワーパーキング型の立体駐車場を設置する予定であり、現時点では、規模が80台程度と事業者より伺っている。 青森市駐車場条例に定める算定基準に応じて駐車施設の設置が義務付けられることになるが、駐車需要については、共同住宅の世帯構成や誘致するテナントの内容等も考慮する必要があることから、規模については現在の計画をベースとしながら事業者が今後検討していくことになる。
議長	他に質問や意見がなければ、諮問第1号及び諮問第2号についてお諮りする。異議はないか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようなので、諮問第1号及び諮問第2号については、異議ないものとして市長に答申することとする。
議長	以上で、本日の議事を終了する。